平成２２年（フ）第１４６５号
福岡県福津市西福間３丁目２番１号
債務者　橋本　基子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４６６号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木1669番地４
債務者　大山すみ子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５０７号
福岡市東区唐原２丁目11番１号
債務者　大村千恵子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２２号
福岡市中央区大宮１丁目３番25―503号
債務者　深江　勝敏
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２７号
福岡県大野城市栄町２丁目５番24―804号
デイズマンション
債務者　山下　徳子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２８号
福岡県糸島市井原1173番地１
債務者　松崎　勇人
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５３２号
福岡市南区桧原７丁目15番１号
債務者　松下三喜雄
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５４５号
福岡市西区拾六町５丁目17番12―103号
債務者　吉富　キミ
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５４８号
福岡市南区大平寺１丁目18番26号
債務者　岩田　直子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５４９号
福岡県宗像市鐘崎219番地13
債務者　七田　克也
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５５１号
福岡市南区中尾３丁目10番23―203号
債務者　町田　英史
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５６５号
福岡県太宰府市大佐野２丁目20番21号ヴィルヌーブ大佐野Ｂ202号
債務者　安河内和代
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５６６号
福岡市早良区原団地34番501号
債務者　渡部　みか
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５７０号
福岡市博多区美野島２丁目31番８―601号
債務者　五反田奈々
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８２号
福岡市西区内浜２丁目21番10号
債務者　待鳥　昌明
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１０号
福岡市博多区吉塚２丁目18番４号
債務者　吉山　智博
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１１号
福岡市博多区吉塚２丁目18番４号
債務者　吉山　洋美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６２２号
福岡市東区多の津４丁目12番36号
債務者　矢野　和枝（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部